

## 監査公表 第 2 号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和7年2月27日

筑後市監査委員 木庭雄二  
筑後市監査委員 川口裕二

### 監査の結果に関する報告について

- 1 監査の種類 定期監査
- 2 監査の対象及び実施期日
  - (1) 都市対策課  
実施期日 令和6年10月31日
  - (2) 教育総務課  
実施期日 令和6年11月12日
  - (3) 農政課  
実施期日 令和6年11月15日
  - (4) 農業委員会事務局  
実施期日 令和6年11月18日
  - (5) 水路課  
実施期日 令和6年11月20日
  - (6) 道路課  
実施期日 令和6年11月28日
  - (7) 健康づくり課  
実施期日 令和6年12月23日
  - (8) 総務広報課  
実施期日 令和7年1月8日
  - (9) 商工観光課  
実施期日 令和7年1月10日
  - (10) 防災安全課  
実施期日 令和7年1月15日
  - (11) 協働推進課  
実施期日 令和7年1月17日

(12) かんきょう課

実施期日 令和7年1月30日

(13) 福祉課

実施期日 令和7年2月7日

(14) 市長公室

実施期日 令和7年2月12日

3 監査の範囲及び方法

監査は、筑後市監査基準に準拠し、令和5年度における財務に関する事務の執行状況及び公有財産の管理状況並びに一般事務について、具体的な事務処理等が関係の法令や条例及び規則等を踏まえているのかを重点にして実施した。

4 監査の結果

監査対象の事務については、おおむね良好に処理されていることが認められたが、その一部において、改善を要する事項が認められた。その主なものの概要は次のとおりである。

【商工観光課】

1 補助金交付要綱について

筑後市筑後商工会議所補助金交付要綱では、筑後市の商工業の振興を図るためとして、筑後商工会議所に対し交付する補助金の対象事業として、ア 小規模対策事業、イ 商工業振興対策事業、ウ 地域商業活性化事業、エ プレミアム付商品券発行事業、オ 創業力向上支援事業、カ その他商工業の振興を図ることを目的として行う事業で市長が認めるものとしている。また、補助金額は各事業に係る経費の範囲内で市長が定める額と定められている。

しかし、この規定では、補助対象事業ごとの、補助の目的、補助対象経費、補助金交付額が不明瞭であり、適切な補助金交付事務が行えるよう、より明確化した補助金交付要綱の整備を図る必要がある。

また、筑後市商業組織活性化事業補助金交付要綱なども同様であり、補助金交付要綱の全体的点検と見直しが必要である。

なお、このことは、令和2年度定期監査において指摘した事項である。

2 予算執行について

歳出予算の流用については、筑後市予算の編成及び執行に関する規則第18条により補助交付金に対する流用増は、原則禁止されている。

しかしながら、筑後市産業振興促進条例に基づく雇用奨励金の交付において、対象者の増加に伴い予算流用により交付されているが、補助交付金の増額については、特別な理由がない限り、補正予算により措置すべきである。